

# ごみの野焼きは犯罪です！

野焼きは、一部の例外を除き禁止されています。

ごみを家庭で燃やすこと(野焼き)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」により、一部の例外を除いて禁止されています。

## 【罰則】

廃棄物を不法投棄した者及び違法に野外焼却した者(未遂者も含む)  
5年以下の懲役若しくは1千万円以下(法人は3億円以下)の罰金又は併科



ドラム缶での  
焼却



ブロック囲いや  
素堀での焼却



基準を満たさない  
焼却炉での焼却

## 野焼き禁止の例外

- ① 農業、林業又は漁業を営むため、やむを得ないものとして行なわれるもの  
(例: 農業者が行うあぜ草の焼却や林業者が行う伐採枝の焼却)
- ② 風俗習慣上、又は宗教上の行事を行なうもの(例: しめ縄の焼却)
- ③ 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要なもの(例: 火災防災訓練)
- ④ 国等公共団体が、その施設の管理を行なうために必要なもの
- ⑤ たき火その他日常生活の焼却であって軽微なもの(例: 落ち葉たき、焼き芋など)

紙・ビニール袋など日常生活によるごみの焼却は、禁止されています。

※上記の野焼き禁止の例外の場合であっても、周辺住民から煙害等による苦情の通報があり、周辺地域の生活環境保全上著しい支障があると市が判断した場合には、指導の対象となることがあります。

野焼きは、不十分な消火による火災や、煙などで近所の方へ迷惑をかける原因になります。

廃棄物の適正な処理を行い、自然環境と生活環境が保全されるように市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。



問い合わせ

鹿嶋市 市民生活部廃棄物対策課 電話: 82-2911(内線354~358)

# 野焼きに関する Q&A

**Q 1** 以前に購入した家庭用簡易焼却炉を使用して、家庭ごみを焼却できますか。

**A 1** 平成14年12月1日以前に販売された、小型焼却炉のほとんどは廃棄物処理法で定める焼却設備の構造基準を満たしてないため、野焼き扱いになり使用できません。 家庭ごみは、分別してごみステーションに出すか又は鹿嶋市衛生センター、RDFセンターに直接搬入してください。

**Q 2** 門松・しめ縄やお盆の迎え火等、宗教行事の際に出た物を燃やせますか。

**A 2** 風俗、習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却は可能です。プラスチック等の飾りはずし、周りの迷惑を考え時間帯・風向き等を考慮のうえ少量ずつ焼却してください。

**Q 3** 田畑で雑草や作物くず、農業用ビニール等を焼却することはできますか。

**A 3** 農業を営むため、刈り取った雑草、稲わら(収穫後持ち帰り加工したものを除く)を乾燥させ現地で焼却することは、野焼き禁止の対象外となります。しかし、対象外だからといって、むやみに燃やして良いということではありません。風向きなどの気象条件、時間帯によっては、大量に発生した煙やにおいが周辺の住民からの苦情につながります。また、農業に伴い排出される農業用ビニールは産業廃棄物にあたるので現地での焼却はできません。処分については、農協・販売店等にご相談ください。

※上記の野焼き禁止の例外の場合であっても、周辺住民から煙害等による苦情の通報があり、周辺地域の生活環境保全上著しい支障があると市が判断した場合には、指導の対象となることがあります。

家庭から出るごみは、分別・減量化に努め、生ごみなどを堆肥化する場合を除いて、市の収集に出しましょう。

**違法な野焼きを発見した場合は下記までご連絡ください。**

茨城県不法投棄110番	0120-536-380
茨城県鹿行県民センター	0291-33-6057
鹿嶋市廃棄物対策課	0299-82-2911(代)
鹿嶋警察署	0299-82-0110(代)

夜間、休日などは、鹿嶋警察署へ 連絡ください。  
悪質な野焼き等の緊急時には、110番通報へ 連絡ください。